

成年年齢引き下げによる影響調査（船橋市青少年問題協議会 幹事課）

成年年齢が20歳から18歳に変更されたことによる、事業や施設利用の対象者への影響等について、検討した概要や変更点等。 ※（一）は、影響なし、または変更なし。

課名	事業名・施設名	項目	成年年齢 引き下げ前の現状	成年が20歳以上から18歳以上に変更	未成年が20歳未満 から18歳未満に変更	対応の 有無	理由又は変更内容
地域福祉課	民生委員・ 児童委員	民生委員・ 児童委員お よび主任児 童委員の適 任者基準	基準日において20歳 以上の者を適任者とす る。	基準日において18歳以上の者を適任者 とする。	(一)	有	選任基準を改正し、適任者の基準を18歳以上の者とした。
家庭福祉課	家庭児童相 談室	支援対象	原則、18歳未満の児 童を対象に相談・支援 を行う。	(一)	(一)	無	基本的には、成年年齢を基準とした規定等が 無いため、特段の影響はないと考える。 ただし、稀に18歳～20歳未満の者を支援す る事例があり、その場合、親権の適用年齢が 20歳から18歳へ引き下げられることによ り、支援方針や支援方法を変更する等の間接 的な影響が出る可能性がある。
社会教育課	船橋市成人 式	開催要項	「船橋市成人式」とい う名称で、20歳を対 象に実施。	・引き続き、20歳を対象に成人式を実 施する。 ・引き続き、名称を「船橋市成人式」 とする。 ・成人式の開催要項の目的を『「国民 の祝日に関する法律」に基づき、新た に成人の仲間入りをする新成人を祝い 励まし、大人になったことの自覚を促 す。』から、『「国民の祝日に関する 法律」に基づき、大人になったことを 自覚し、みずから生き抜こうとする青 年を祝い励ます。』へ変更した。	(一)	有	令和元年11月15日から12月16日の期間に 市ホームページ上で、これから成人式を迎え る方及びその保護者（令和4年時点で18歳、 19歳、20歳となる市内在住の中学3年生、高 校1年生、2年生およびその保護者）に対して アンケートを実施し、令和4年4月以降も現行 どおり20歳を対象に「船橋市成人式」として 開催することとした。 これに伴い、開催要項の目的を一部変更し た。

成年年齢引き下げによる影響調査（船橋市青少年問題協議会 幹事課）

成年年齢が20歳から18歳に変更されたことによる、事業や施設利用の対象者への影響等について、検討した概要や変更点等。 ※（一）は、影響なし、または変更なし。

課名	事業名・施設名	項目	成年年齢 引き下げ前の現状	成年が20歳以上から18歳以上に変更	未成年が20歳未満 から18歳未満に変更	対応の 有無	理由又は変更内容
青少年課	船橋市立大神保青少年キャンプ場	使用の許可	未成年のみの使用はできないものとする。	18歳から引率が可能となる。 (18歳高校生のみグループも使用可能となる。)	(一)	無	(一)
青少年課	船橋市立大神保青少年キャンプ場	使用の許可	家族使用でも未成年を含む必要がある。	(一)	許可できる年齢幅が狭まる (18歳高校生と保護者の使用は不可となる)	無	(一)
青少年課	青少年会館	青少年団体の使用団体登録条件	構成員のうち半数以上が青少年(小学校就学の始期から20歳に達するまでの者)で構成されている団体。	(一)	登録条件の年齢幅が狭まる (半数以上が就学の始期から18歳に達するまでの者で構成)	有	要綱を改正し、『構成員のうち半数以上が青少年(小学校就学の始期から18歳に達するまでの者。以下同じ。)で構成されている団体』とした。
青少年課	青少年会館	代表者の選出	代表者は申請日において20歳以上の者であること。	登録できる年齢幅が広がる。 (18歳高校生が代表になれる。)	(一)	有	要綱を改正し、『会長等の代表者がいること。なお、代表者は申請日において18歳以上の者であること』とした。

成年年齢引き下げによる影響調査（船橋市青少年問題協議会 幹事課）

成年年齢が20歳から18歳に変更されたことによる、事業や施設利用の対象者への影響等について、検討した概要や変更点等。 ※（一）は、影響なし、または変更なし。

課名	事業名・施設名	項目	成年年齢 引き下げ前の現状	成年が20歳以上から18歳以上に変更	未成年が20歳未満 から18歳未満に変更	対応の 有無	理由又は変更内容
青少年課	青少年会館	使用の許可	保護者又はそれに代わる成人の者が、使用日に立ち会わなければならない。	18歳から引率が可能となる。 (18歳高校生のためのグループが使用可能となる。)	(一)	無	(一)
青少年課	一宮少年自然の家	利用の許可	未成年者のみの利用はできないものとする	18歳から引率が可能となる。 (18歳高校生のためのグループが利用可能となる。)	(一)	無	(一)
生涯スポーツ課	学校開放事業	登録団体	構成員が未成年者の団体にあつては、代表者は成年とし、使用時に立ち会わなければならない。	学校開放事業活動中の怪我や事故及び緊急事態時等に対応できる者であれば、18歳以上の代表者でも可能。	(一)	有	活動中の緊急事態時等対応に不安がある又は対応できない場合は、20歳以上の代表者にす るよう依頼している。
生涯スポーツ課	法典公園集会所	責任者の選出	責任者は申請日において20歳以上の者であること。	登録できる年齢幅が広がる。	(一)	無	
青少年センター	青少年センター	利用許可	小学校就学の始期から20歳に達するまでの者。	(一)	(一)	無	船橋市青少年センター条例で定められているため。